

住宅セーフティネット制度の進捗報告

国土交通省 九州地方整備局 住宅整備課

セーフティネット住宅登録制度

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

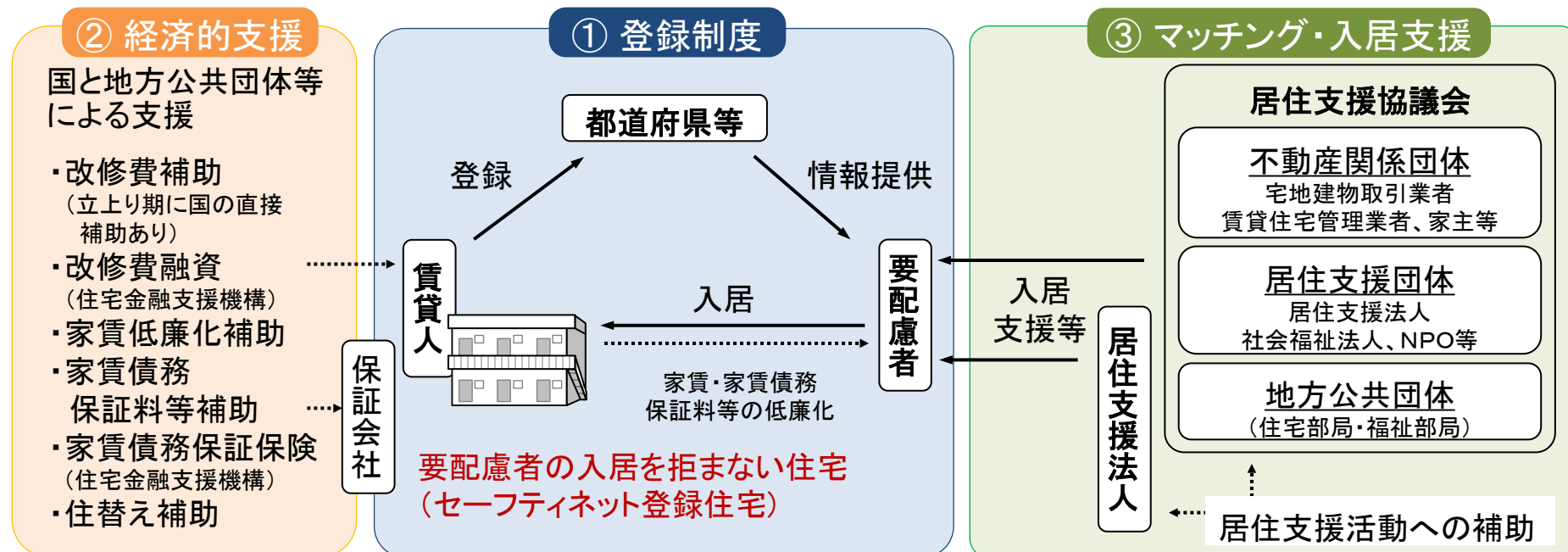
② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

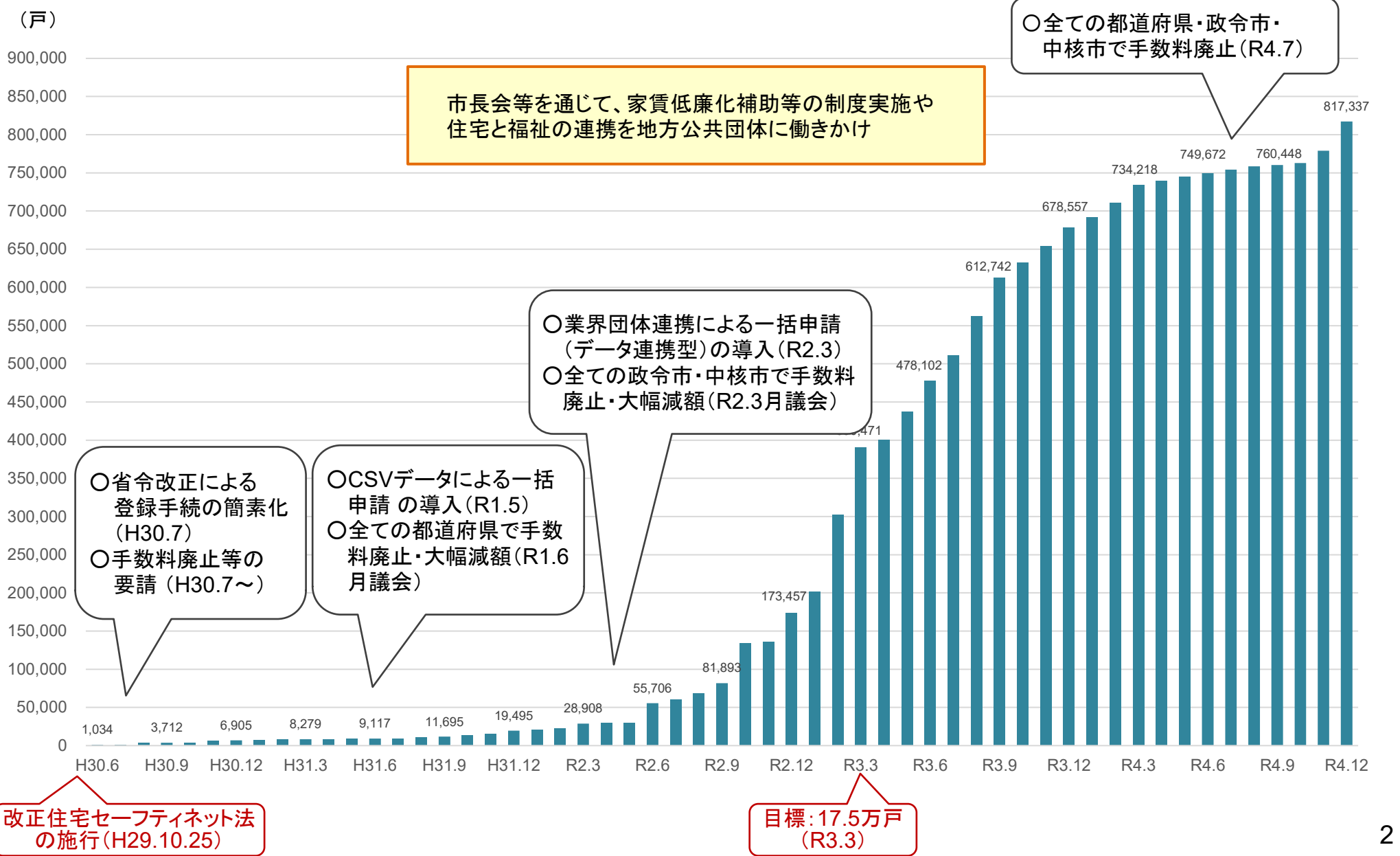
【施行状況(R4/9/30時点)】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	760, 448戸 (47都道府県)
居住支援法人の指定	589者 (47都道府県)
居住支援協議会の設立	119協議会
家賃債務保証業者の登録	88者
供給促進計画の策定	46都道府県19市町

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R4.12)※月末時点



セーフティネット住宅(専用住宅)への経済的支援の概要・実施見込み

1. 登録住宅の改修に対する支援措置 (補助を受けた住宅は専用住宅化)

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥「新たな日常」に対応するための工事、⑦省エネルギー改修、⑧交流スペースを設置する工事、⑨居住のために最低限必要な改修、⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事、⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助率】国 1 / 3 (地方公共団体を通じた補助の場合は国 1 / 3 + 地方 1 / 3) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤⑧を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算) (②でエレベーターを設置する場合、補助限度額を15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を設置する場合、補助限度額を100万円/戸加算) (④で子育て支援施設を併設する場合、補助限度額を1,000万円/施設加算)
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり(特に補助金は公営住宅に準じた家賃)
その他	専用住宅としての管理期間が10年以上であること

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等	II 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限 2 万円/月・戸) ※ I 及び II の国費の総額が240万円を超えない範囲で一定の柔軟化が可能	II 入居時の家賃債務保証料等 (国費上限 3 万円/戸)
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入(月収15.8万円以下)及び補助期間(Iは原則10年以内等)について一定要件あり	

※「登録住宅」と「専用住宅」

- ・登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅
- ・専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

■令和3年度の補助事業実施見込み自治体

※R3.9アンケート等により確認

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化	都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
北海道	札幌市			◎	愛知県	名古屋市	◎	◎	◎
	網走市	◎	◎			岡崎市	◎		◎
	音更町		◎	◎	京都府	京都市		◎	
青森県	十和田市	◎	◎	◎		宇治市	◎		
	岩手県	◎	◎	◎	大阪府	(府)			◎
宮城県	大崎市	◎	◎			(県)	○	○	○
	(県)	○			兵庫県	神戸市		◎	
山形県	山形市	◎	◎			姫路市		◎	
	鶴岡市	◎	◎	◎		神河町		◎	
	南陽市	◎	◎	◎	和歌山県	(県)	◎		
	大石田町		◎			(県)	○	○	○
	舟形町	◎			鳥取県	鳥取市	◎	◎	◎
福島県	白鷹町	◎	◎			米子市		◎	◎
	(県)	○	○	○		倉吉市	◎	◎	◎
	いわき市		◎	◎	岡山県	倉敷市		◎	
栃木県	石川町	◎				(県)		◎/○	
	栃木市		◎		徳島県	東みよし町	◎		
群馬県	前橋市	◎				福岡市	◎	◎	◎
埼玉県	さいたま市			◎	福岡県	(県)	○		
	千葉市			◎		薩摩川内市	◎	◎	
千葉県	船橋市		◎		鹿児島県	徳之島町	◎		
	(都)	○	○	○		那覇市	◎		
東京都	墨田区		◎	◎	沖縄県				
	世田谷区		◎						
	豊島区	◎	◎	◎	計		31	37	25
	練馬区	◎	◎					43	
	八王子市	◎	◎	◎					
神奈川県	府中市			◎					
	横浜市		◎	◎					
静岡県	長泉町		◎						

- ◎：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施
○：都府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

令和3年9月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が31団体、家賃低廉化等※が43団体で補助事業を実施見込み。

※家賃低廉化37団体+家賃債務保証料低廉化のみ実施6団体

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 120協議会が設立（令和4年12月31日時点）

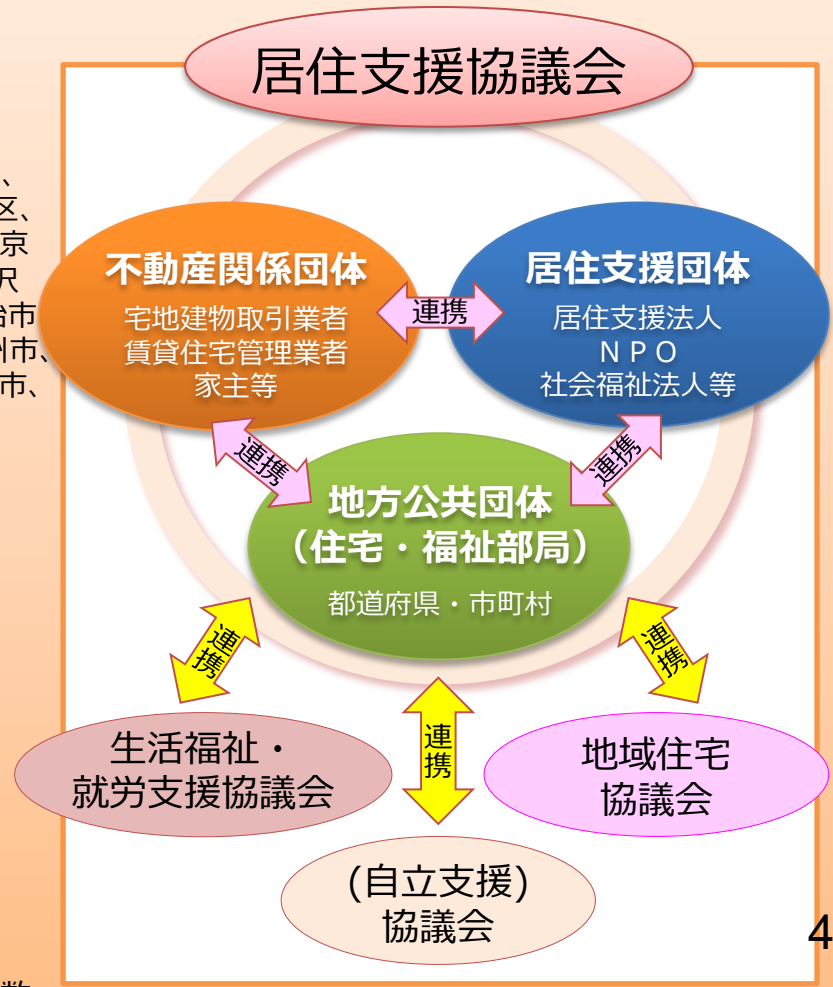
- 都道府県（全都道府県）
 - 市区町（78市区町）
- 札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、小海町、岐阜市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直岐地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和4年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数



居住支援協議会の位置づけについて

- 居住支援協議会の構成員・活動内容等について、明確な決まりはありません。
- 居住支援協議会は、**それぞれの地域に適した形で組織・活動することが重要**です。

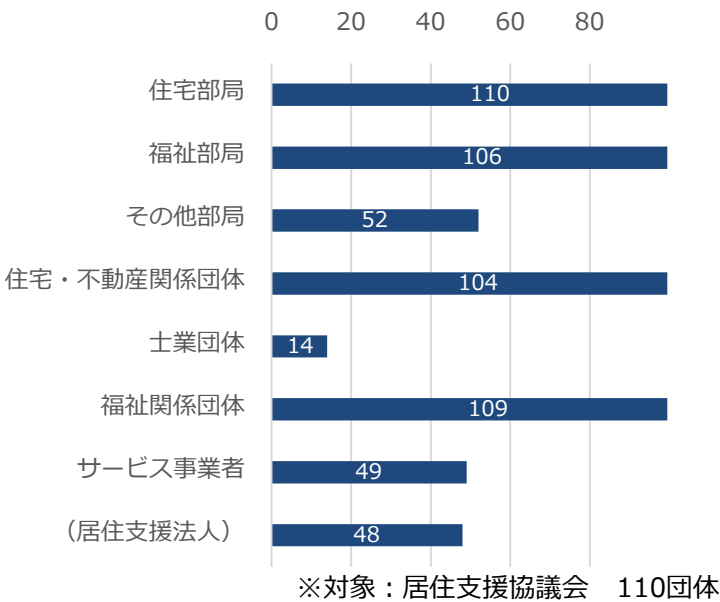
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）

第6章 住宅確保要配慮者居住支援協議会

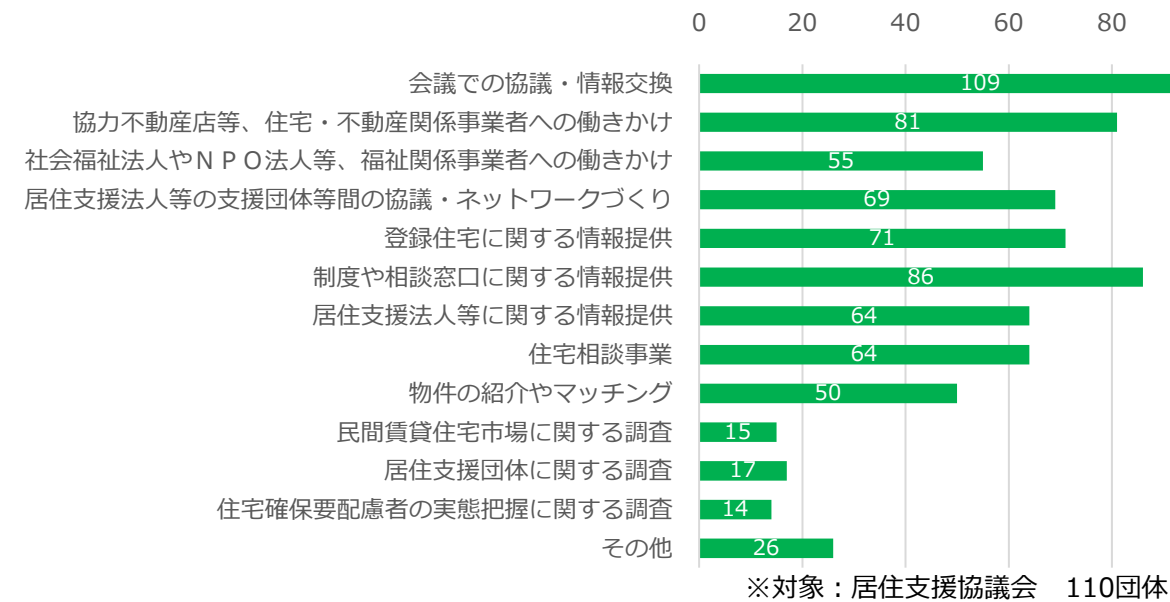
(住宅確保要配慮者居住支援協議会)

- 第51条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。)、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、**住宅確保要配慮者居住支援協議会**(以下「支援協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、**支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。**

居住支援協議会の構成員



協議会の活動内容



居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

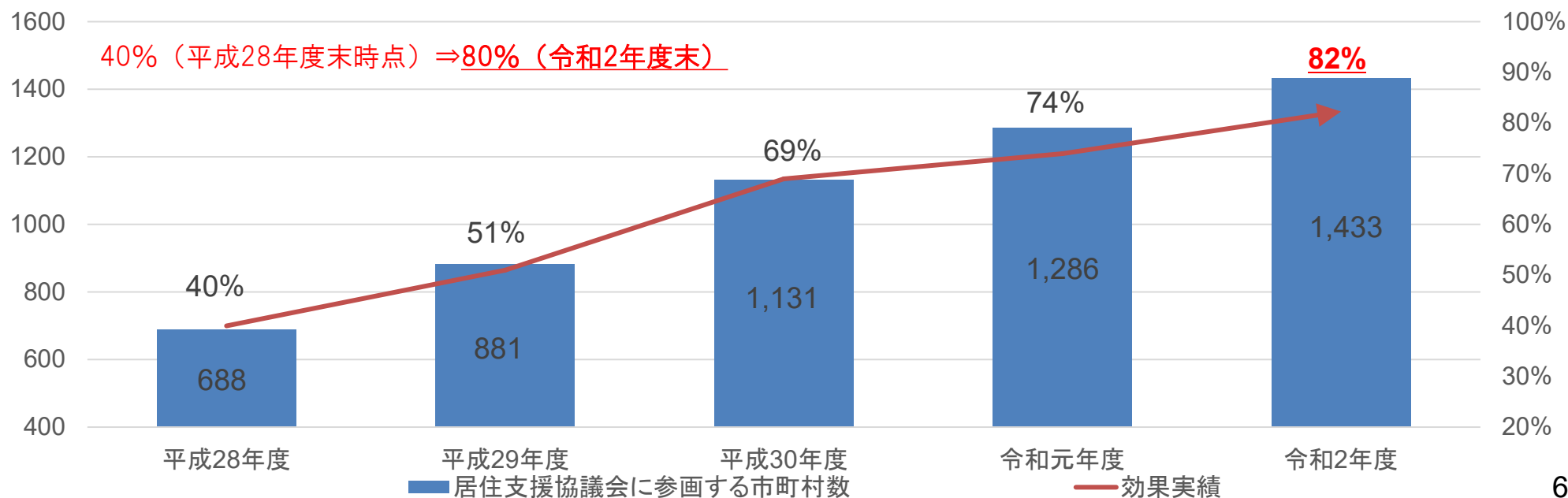
120協議会が設立（R4年12月31日時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（78区市町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、小海町、岐阜市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直鞍地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市

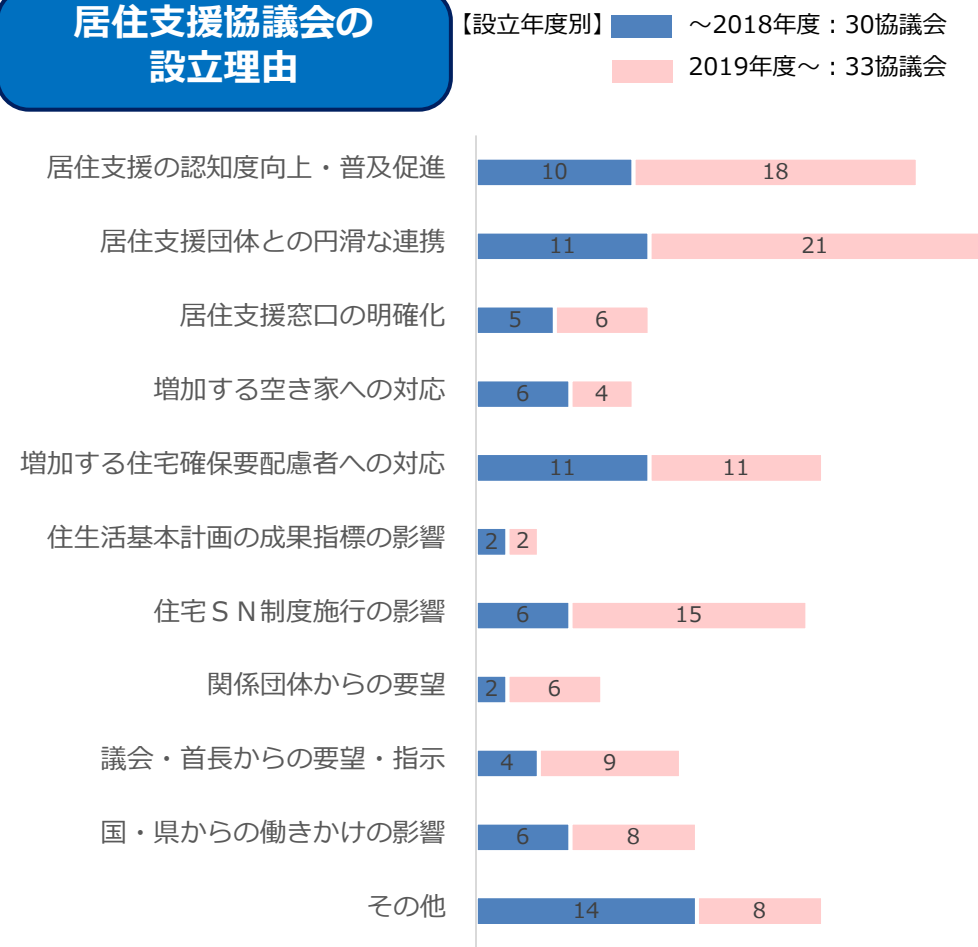
居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体（1,741市区町村）に占める割合



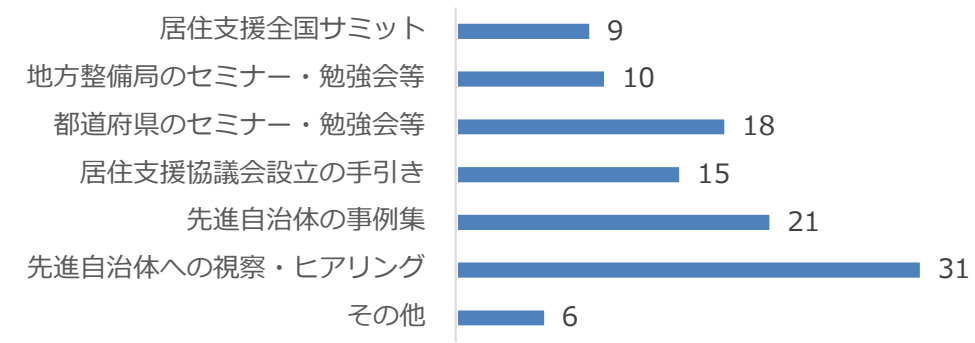
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の設立理由（市区町村）

- 居住支援協議会は、「居住支援の認知度向上・普及促進」や「居住支援団体との円滑な連携」を図ることを目的に設立されている事例が多く、特に直近3年間は当該理由が増加している。
- 設立にあたっては、様々な参考情報が活用されているが、特に先進自治体を参考にする協議会が多い。

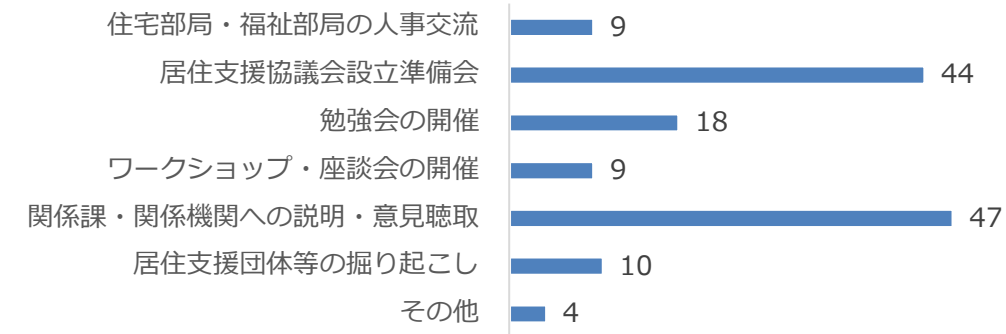
居住支援協議会の 設立理由



設立時の参考情報



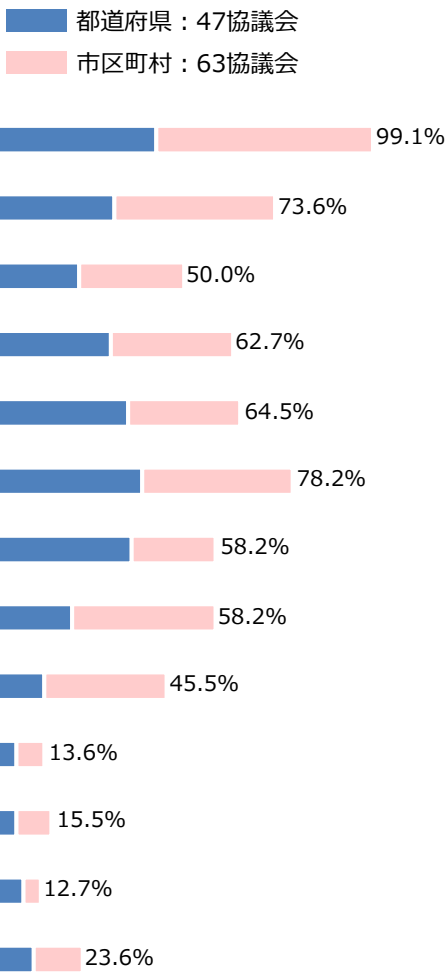
合意形成の工夫



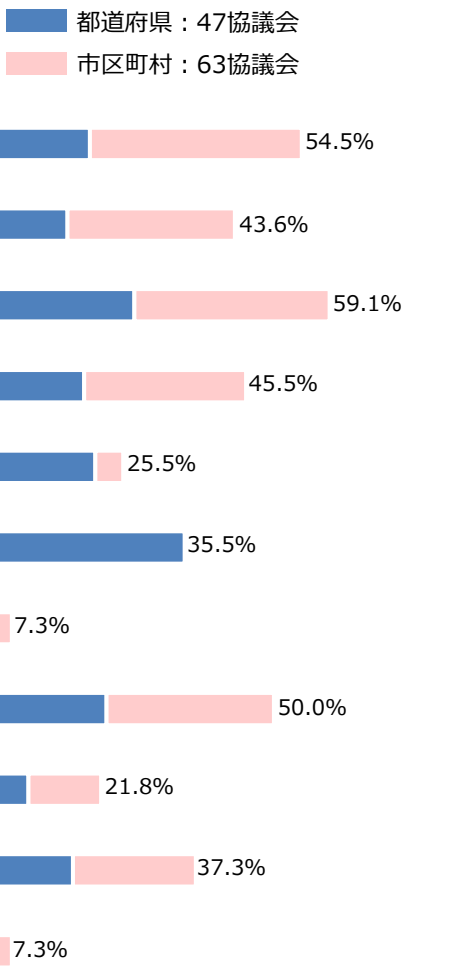
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の活動内容と課題

- 居住支援協議会の活動内容は様々だが、都道府県の場合は『情報提供』、市区町村の場合は『居住支援』が多い傾向にある。
- 居住支援協議会設立後も、住宅部局・福祉部局・居住支援団体間の連携は引き続き課題となっている。また、都道府県の場合は市区町村との連携・市区町村協議会の設立促進についても課題を抱えている。

居住支援協議会の活動内容



居住支援協議会の課題



【国交省アンケート結果】居住支援協議会の構成員

- ほぼ全ての居住支援協議会で、住宅部局・福祉部局が参画しているほか、社会福祉協議会も多く参画している。
- 構成員に居住支援法人を含む居住支援協議会は48協議会。市区町村居住支援協議会では、20協議会において、平均2.2法人が構成員となっている。

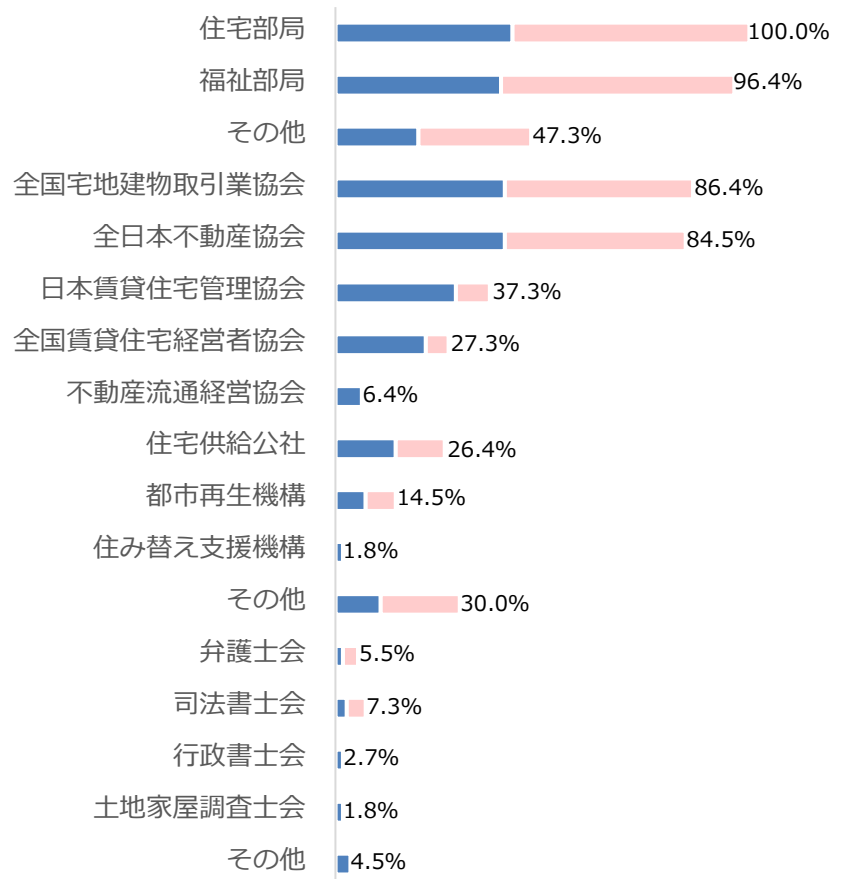
居住支援協議会の構成員

■ 都道府県：47協議会
■ 市区町村：63協議会

地方公共団体

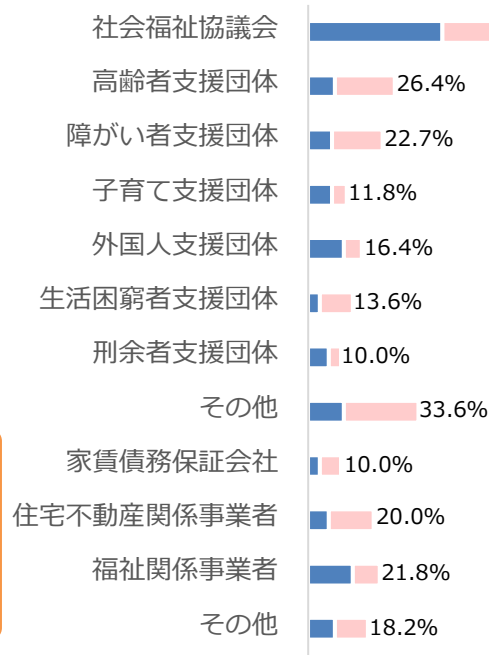
住宅・不動産関係団体

士業団体

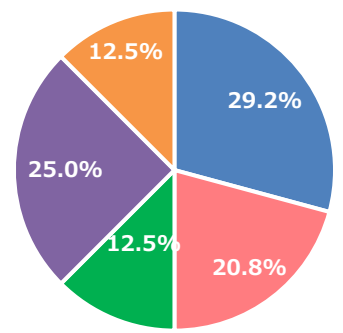


福祉関係団体

サービス事業者

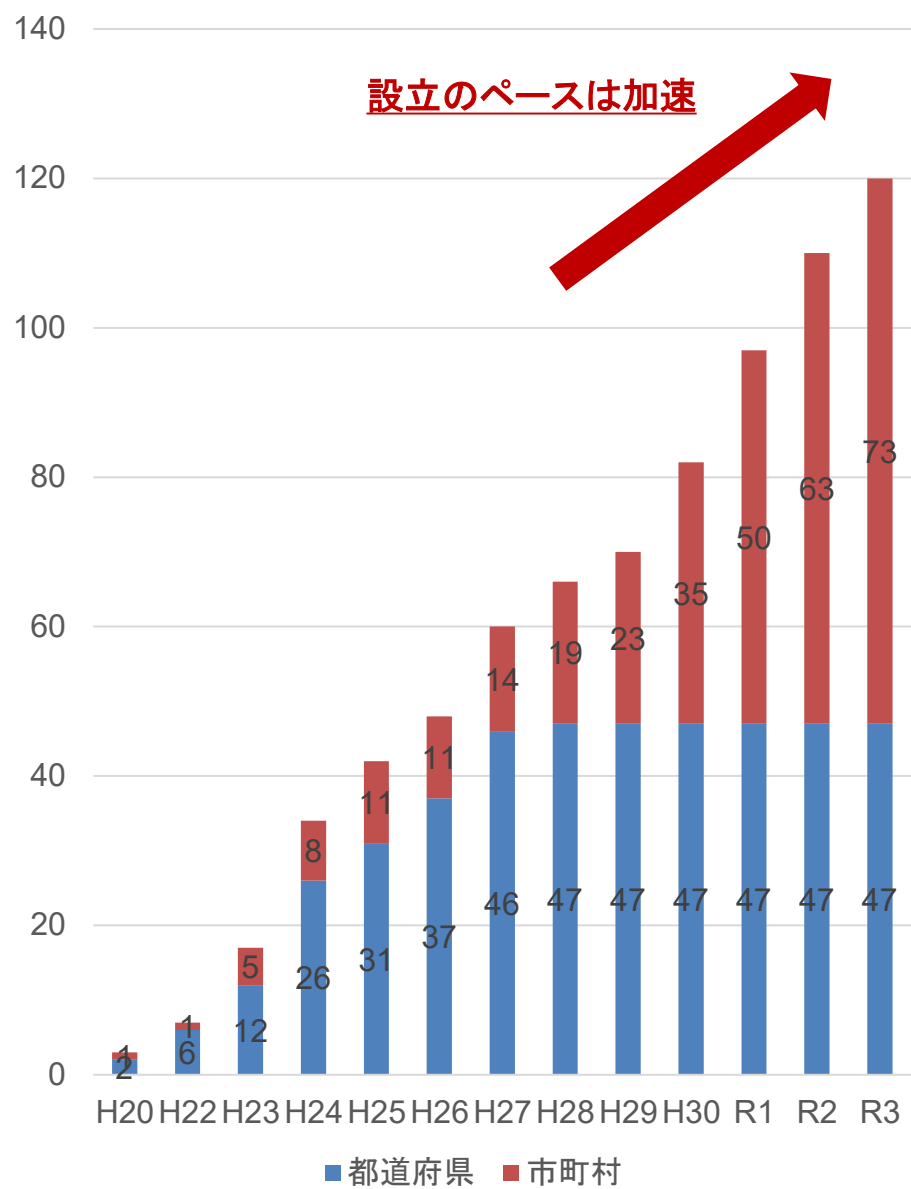


居住支援法人の参画状況
【都道府県：28協議会／市区町村：20協議会】



居住支援協議会の設立状況等

【居住支援協議会の設立数の推移】



【協議会を設立している市区町】

(R4年12月31日時点)

設立年度	市区町	
H20年度	福岡市(3月)	1
H23年度	熊本市(7月)、江東区(9月)、神戸市(12月)、岐阜市(3月)	4
H24年度	豊島区(7月)、京都市(9月)、北九州市(11月)	3
H25年度	大牟田市(6月)、板橋区(7月)、鶴岡市(3月)	3
H27年度	調布市(12月)、北海道本別町(2月)、八王子市(2月)	3
H28年度	川崎市(6月)、千代田区(7月)、杉並区(11月)、世田谷区(3月)、日野市(3月)	5
H29年度	船橋市(5月)、多摩市(5月)、文京区(7月)、宝塚市(1月)	4
H30年度	名古屋市(5月)、江戸川区(7月)、うきは市(7月)、姫路市(7月)、広島市(7月)、横浜市(10月)、豊中市(11月)、台東区(1月)、千葉市(3月)、北区(3月)、横手市(3月)、鎌倉市(3月)	12
R1年度	宇治市(4月)、練馬区(4月)、東みよし町(4月)、町田市(5月)、狛江市(5月)、葛飾区(6月)、岡崎市(8月)、さいたま市(8月)、岸和田市(8月)、大田区(9月)、旭川市(11月)、札幌市(1月)、新宿区(2月)、品川区(2月)、東温市(2月)	15
R2年度	小海町(4月)、府中市(7月)、西東京市(7月)、藤沢市(8月)、合志市(10月)、瀬戸市(11月)、足立区(12月)、相模原市(12月)、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)(2月)、中間市(2月)、中野区(3月)	13
R3年度	座間市(6月)、豊田市(6月)、立川市(9月)、直鞍地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)(11月)、霧島市(1月)、久留米市(3月)、摂津市(3月)	10
R4年度	小金井市(4月)、茅ヶ崎市(4月)、竹田市(4月)、目黒区(5月)、日向市(11月)、	5
計		78

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

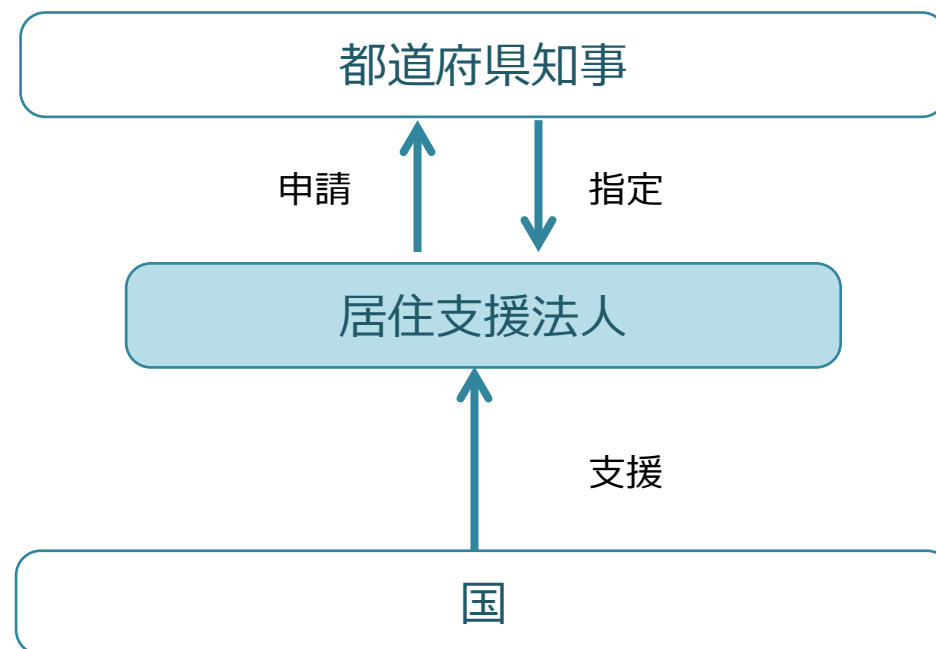
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



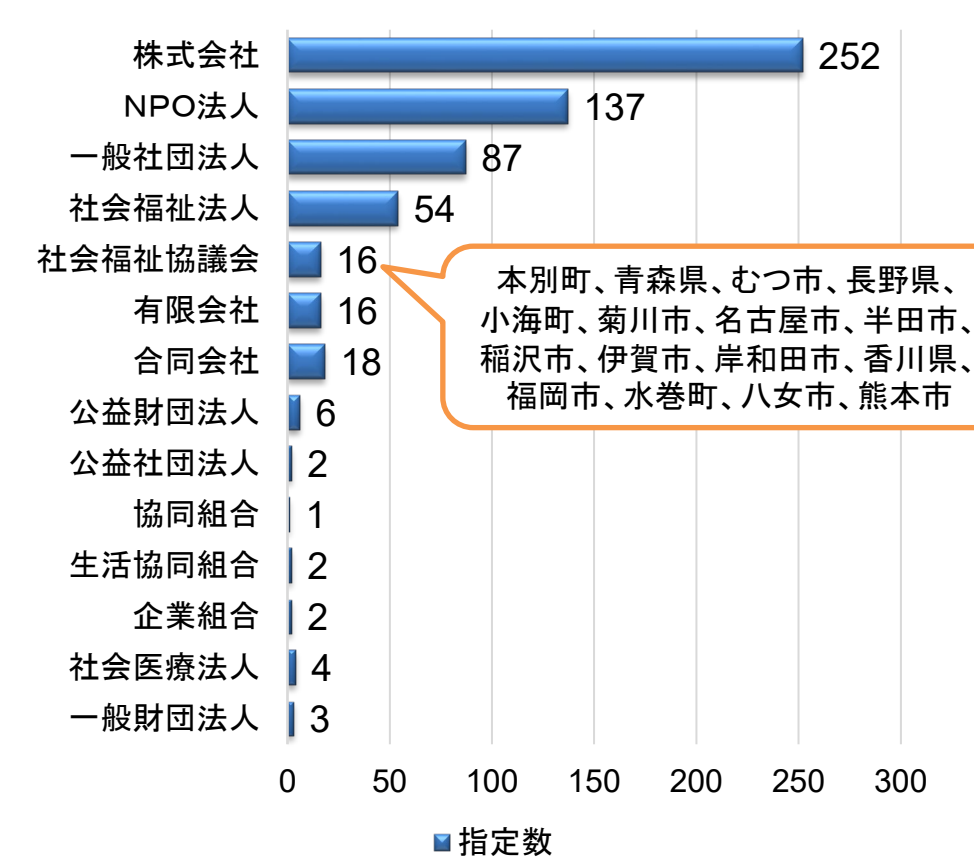
● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R4年度当初予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数
- ・ [R4年度コロナ予備費等] 3.04億円 ・ [R4年度補正予算] 2.23億円

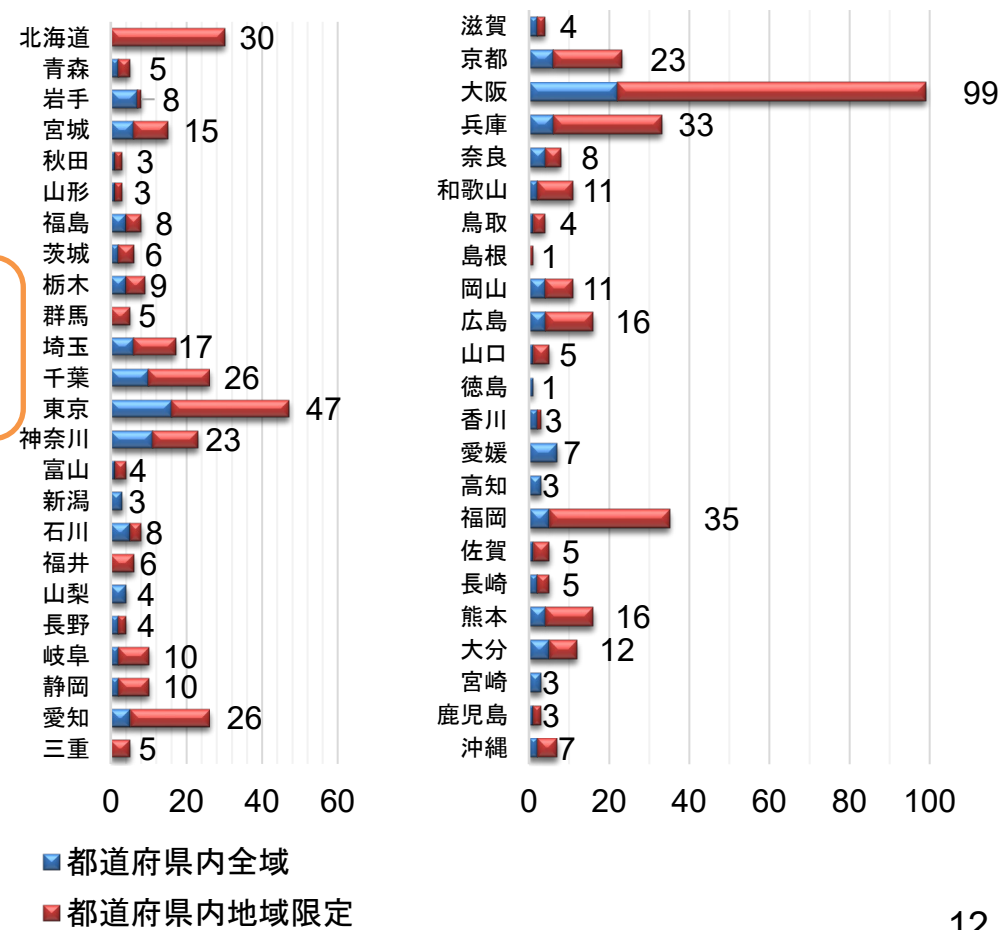
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 600法人が指定（R 4.12.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が99法人と最多指定

■ 法人属性別

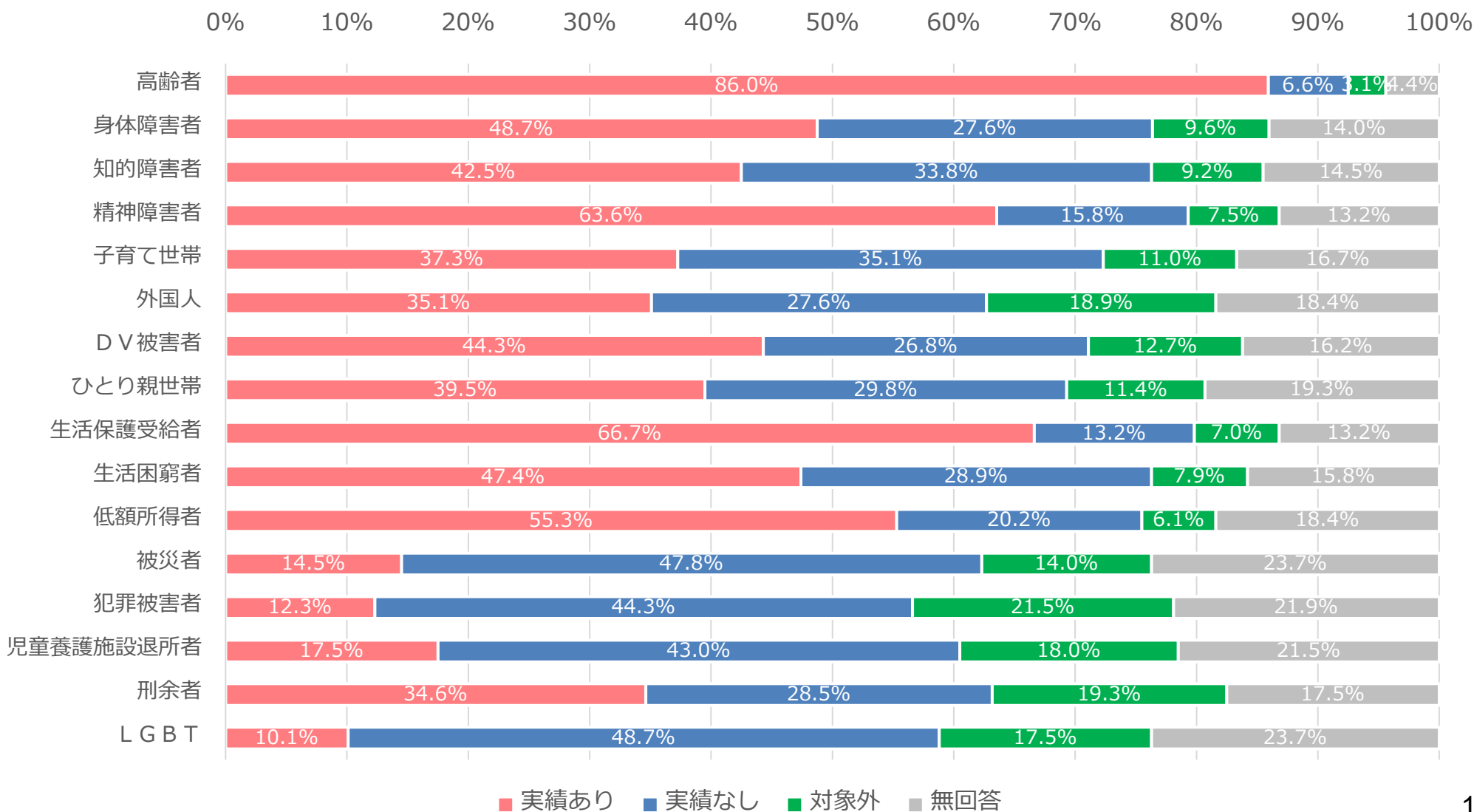


■ 都道府県別



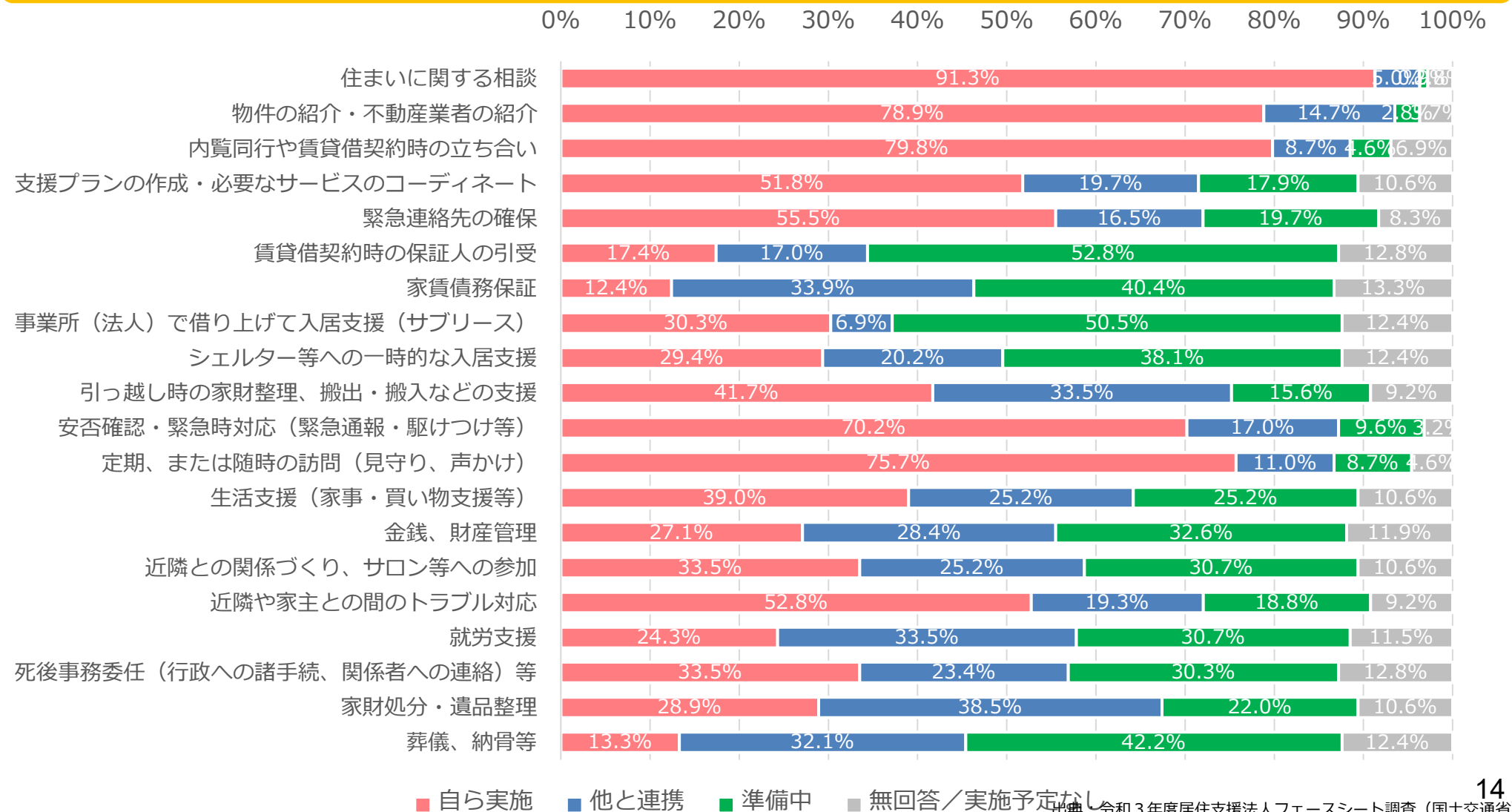
【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約 2 割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。



【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援だけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。

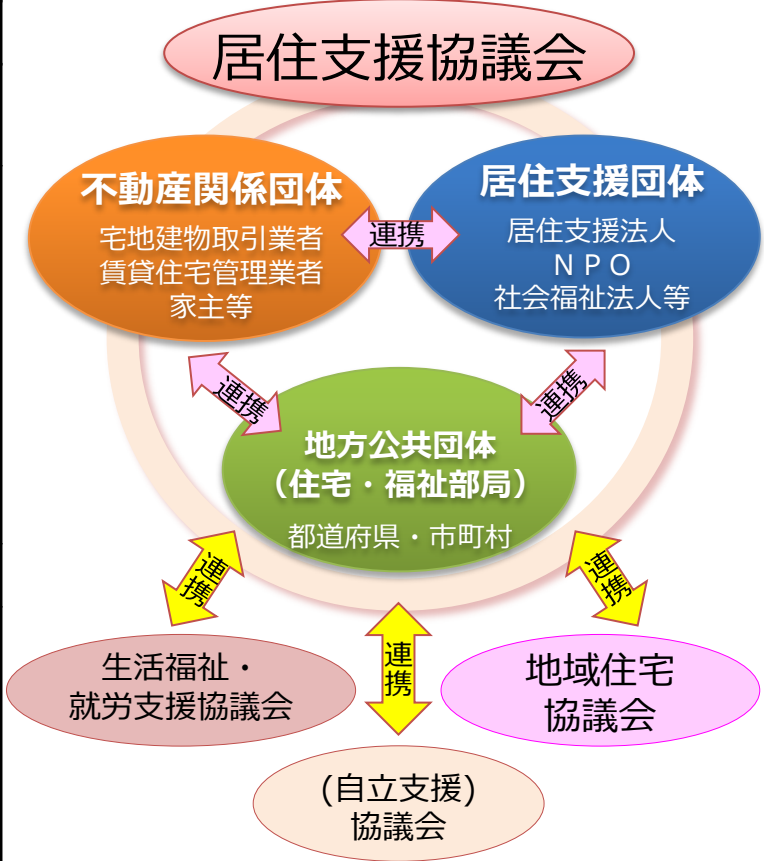


居住支援協議会等への活動支援

令和4年度当初予算：
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内数
令和4年度コロナ予備費等:3.04億円 令和4年度補正予算:2.23億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う(事業期間:令和2年度～令和6年度)

	居住支援協議会等活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) ② 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) ③ 死亡・退去時支援(家財・遺品整理や処分、死後事務委任等) ④ セミナー・勉強会等の開催(制度や取組等の周知普及) ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等(なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は12,000千円/協議会等)



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況; 120協議会(全都道府県・78市区町)が設立(R4.12.31時点)

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況; 600者(47都道府県)が指定(R4.12.31時点)

下線部は令和4年度補正予算における拡充事項

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和4年度)の概要

居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- しかしながら、居住支援協議会を設立した市区町村は66市区町にとどまっている。そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしている。

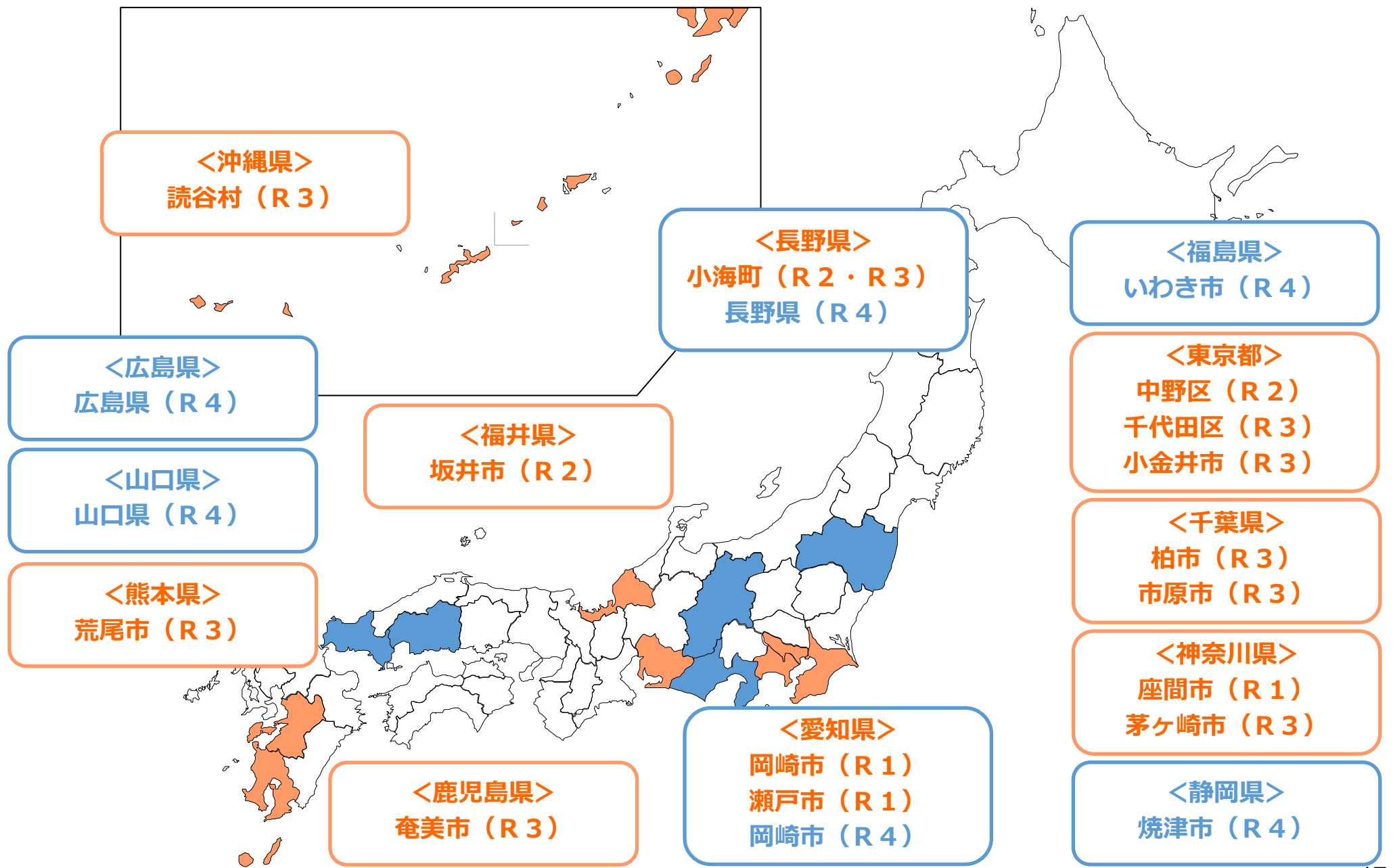
一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・
(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からない など

➡ **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**
➡ **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

■「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	都道府県 又は 都道府県居住支援協議会 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	2団体程度	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等)
設立部門 (②市区町村型)	市区町村 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能	4団体程度	②課題の相談及びアドバイス ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能		④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介 ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

【過去実績】居住支援協議会伴走支援プロジェクト(令和元年度～)



居住支援協議会設立・運営の手引き

○「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。

○各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成

居住支援協議会
設立・運営の手引き

はじめに

「新たな住宅セーフティネット制度」が全国各自治体に創設されました。この制度は、高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅の確保に必要となる方が今後も増加する見込みですが、住宅セーフティネットの理解や活用が促進されることから、それらを活用した、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

地域での居住支援活動において、重要な役割を果たす主体が、居住支援協議会です。居住支援協議会は、関係機関が連携して取り組むことで、居住支援活動の推進を図ります。また、各地方公共団体においては、ぜひとも協議会を設立していただくことを目指しています。

本手引きは、自治体関係者をはじめとする関係者の方々により、居住支援協議会として活動する際の指針となる内容です。関係機関、関係者、関係者の協力のもと、協議会設立や活動の推進を図ります。また、各地方公共団体においては、ぜひとも協議会を設立していただくことを目指しています。

国土交通省
住宅局 安心居住推進課長 藤田 一郎

居住支援協議会 調査ワーキング
委員長 白川 泰之
(日本大学文理学部社会学部 教授)

1 (1) 新たな住宅セーフティネット制度について

○我が国では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に必要となる方が今後も増加する見込みですが、住宅セーフティネットの理解や活用が促進されることから、それらを活用した、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

1 住宅確保要配慮者の入居を担いやすい賃貸住宅の登録制度

2 登録住宅の入居への経済的支援

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】

2 経済的支援

1 登録制度

3 マッチング・入居支援

2 登録住宅の入居への経済的支援

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

2 登録住宅の入居への経済的支援

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

2 (2) 事務局 事務局の担い手・担当職員

○都道府県、市区町村のいずれも事務局を「住宅部局」が担う割合は5割前後ですが、地域の状況に応じて「福祉部局」が担う割合も増加しています。

○いずれにしても、住宅部局と福祉部局の両方に居住支援の担当者を置き、連携をスムーズに進められるような体制づくりが求められます。

○また、都道府県は6.8%、市区町村では18.0%ですが、協議会の体制で事務局を設置しています。

○事務局の9割は職員が他の業務と兼任していますが、専任職員を置いているところもあります。

事務局を担っている職員(N=94)

事務局を担っている主体

事務局を担っている主体

3 (2) 相談対応 一物件の紹介方法

○あらかじめ協力店舗登録された物件業者、不動産業者に希望物件情報を送ることで、希望に合った物件が紹介される仕組みを設けているところもあります。

○居住支援協議会が希望者の希望を聞きながら、「居住支援バンク」に登録されている物件とマッチングをしたり、一緒に同行して不動産業者に物件を探すなどがあります。

○居住支援協議会から委託を受けた社会福祉協議会とNPO法人が、物件紹介と合わせて支援プランを提供するなど、物件紹介と生活支援サービスを組み合わせて提供している取組もあります。

事例 東京都「居住支援バンクを利用した居住の支援」

事例 日南市「あんなに住まいる日南市」

国土交通省のHPで公表

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf>

3 (2) 相談対応 相談員の職種

○相談事業における相談員は「行政職員」や「宅地建物取引士」が多くを占めています。協議会も必要に応じて相談員が担当しています。

○住宅確保要配慮者は、住まい以外に多岐にわたる課題を抱えていることが少なくない。「社会福祉士」や「社会福祉協議会職員」など協議会の専門職をフル活用で対応している例もあります。

○相談員の職種の多様化により、マニュアルを作成することもあります。

DATA 居住支援協議会が実施している相談事業に対する相談員の職種(N=94)

事例 京都市「相談員の職種の多様化」

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

開催状況

- 第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- 第2回連絡協議会 (令和3年6月22日開催)
- 第3回連絡協議会 (令和4年7月6日開催)

住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。**
- 従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

住まいの連携強化のための連絡協議会

- **厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係 7 部局並びに関係 1 5 団体**による**情報共有や協議**。(令和2年8月に開催)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

居住支援協議会等に係る情報交換会

- **地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会**による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による情報共有や協議。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による情報共有や協議。
- 民間賃貸住宅の賃貸人（貸し手）の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者（借り手）への居住支援を実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

